

日本弁護士連合会が推薦する最高裁判所裁判官候補者の選考に関する運用基準  
(平成21年11月17日理事会議決)

全部改正 平成21年11月17日  
改正 同 22年11月17日

(目的)

第1条 この運用基準は、日本弁護士連合会(以下「本会」という。)が推薦(以下「本会推薦」という。)する最高裁判所裁判官候補者(以下「候補者」という。)の選考について民主的かつ公正な手続を確保し、最高裁判所裁判官推薦諮問委員会(以下「委員会」という。)が国民の負託に応えられる最もふさわしい候補者を答申することができるように必要な事項を定める。

(委員会への諮問)

第2条 本会は、本会推薦を行う場合には、あらかじめ委員会に対し、候補者の推薦を諮問することができる。

(候補者の第一次推薦手続)

第3条 委員会は、本会から候補者推薦の諮問があった場合には、会員(弁護士である会員をいう。以下同じ。)及び弁護士会に対し、候補者として推薦するにふさわしいと思料する会員の推薦(以下「第一次推薦」という。)を依頼する。

2 会員及び弁護士会は、委員会に対して第一次推薦を行うことができる。ただし、弁護士会が行う第一次推薦を除き、50名以上の会員の推薦を必要とする。

3 会員及び弁護士会は、会員を第一次推薦するときは、委員会に直接推薦し、又は弁護士会連合会を通して推薦するものとする。

4 弁護士会連合会は、委員会に推薦を取り次ぐ際に、当該候補者の選考に関する意見を付すことができる。

5 委員会は、第一次推薦を依頼する場合、会員の意見を直接又は間接に反映できるような手続を定め、会員への周知に努めるものとする。

(推薦基準)

第4条 委員会は、本会推薦の基準を定め、かつ、これを会員に公表する。

(委員会の審議)

第5条 委員会は、第一次推薦のあった候補者について、委員会に出席を求め、質問する等の適宜の方法により選考のための審議を行う。

2 委員会は、第一次推薦のあった候補者に関する資料その他審議に必要な資料の蒐集及び調査のため、会員及び弁護士会に対して情報の提供を求めることができる。

(委員会の答申)

第6条 委員会は、第一次推薦のあった候補者の中から本会推薦にふさわしい適正な人数の候補者とその順位を選考し、答申内容を議決する。

(本会推薦及び理事会報告等)

第7条 会長は、本会推薦の手続が完了したときは、本会推薦にかかる候補者の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下この条にお

いて同じ。)並びに審議の経過及び内容を理事会に報告する。

- 2 会長は、最高裁判所裁判官の任命行為が完了したときは、本会が推薦し、任命された最高裁判所裁判官の氏名及び推薦理由を会員に公表する。

附 則(平成21年11月17日全部改正)

この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月17日改正)

第7条第1項の改正規定は、平成22年12月1日から施行する。